

# 患者は黙っとれ、延命治療は医者が決める!?

世界で笑いもののニッポンの「患者の権利」

医学博士 長尾和宏

患者は意思表示するな!

「人生の最終章での延命治療はゴメンだ」「管だらけの最期、スパゲッティ症候群だけは嫌だ」、多くの高齢者は内心そう願っている。それを実現するためにその意思を元気づけながら文書で書き残しておく必要がある。その文書を「リビング・ウィル(LW)」と呼ぶ。その一法として日本尊厳死協会に入学してLWを表明している人が11万人もいる。同協会はLWの普及・啓発とLWの登録・管理を行う団体である。40年以上に及ぶLWの普及啓発活動の結果、多くの病院や介護施設や自治体が独自のLWを作成するようになった。現在、日本人におけるLW保有率は3.2%と推計されている。この数字はLWが当たり前のものとしての法的担保されている欧米諸国より1ケタ以上低い。アジアでは2000年に法的担保を終えた台湾でも、同じく2016年に法的担保を終えた韓国でもLWは当たり前の国民の権利として定着している。

現在は、認知症になった時を想定して家族や代理人も署名も入った「事前指示書型のLW」が一般的になってい

る。しかし我が国は世界の先進国のなかでLWの法的担保がなされていない唯一の国である。そんななか、様々なLW啓発が全国各地で広がっている。たとえ法的担保がなされていない現状とはいえ日本においてもようやく患者が自己主張を始めた。

そもそも国はLWに関してどんなスタンスなのだろうか?結論から申すならば、この1月までは「患者は黙っとれ、延命治療は医者が決める」が内閣府の公式見解であった。「患者がLWを表明すると医師の訴訟リスクが増す」がその理由であった。誰でも「今どき、そんな…」と思うだろうが、本当の話である。私たちが当然逆だと思っただけこそ、LWの普及活動をボランティアで続けてきた。しかし「LWは困る」という国の公式声明を聞いた2年前、思わず耳を疑った。「え?本人が意思表示しちゃいけないの?そんなバカな」。政府のLWへの公式見解が果たして妥当かどうかの判断を、司法の場に委ねることにした。

## 「リビング・ウィル裁判」の行方

2015年一般財団法人日本尊厳

死協会は公益認定申請を行った。しかし内閣府は「LW普及に公益性は無い」と二度にわたり却下した。その論拠とは「LWがあると医師の訴訟リスクが高まる」であった。そこで2016年、東京地裁に行政裁判を起した。2年に及ぶ公判での争点は「LWがあると本当に医師の訴訟リスクが高まるかどうか」であった。これは刑事や民事訴訟とは違い、判断の是非を問う裁判である。原告は日本尊厳死協会理事長の岩尾総一郎氏で被告は安倍晋三内閣総理大臣だ。長い議論を経て2019年1月18日、東京地裁で言い渡された判決は、私たちの主張が認められ、内閣府は敗訴した。以下、時事ドットコムニュースから引用する。

一般財団法人「日本尊厳死協会」(東京)が公益認定を得られないのは不当だとして、国に不認定処分を取り消しなどを求めた訴訟の判決が21日までに、東京地裁であった。古田孝夫裁判長は「不特定多数の利益の増進に寄与する公益目的事業を行っている」と述べ、処分を取り消した。認定義務付けの訴えは退けた。判決によると、日本

# 長尾和宏の「生」と「死」



長尾和宏  
(ながおかずひろ)

医療法人社団裕和会理事長、  
長尾クリニック院長

1984年 東京医科大学卒業、大阪大学第二内科入局

1991年 医学博士(大阪大学)授与

1995年 兵庫県尼崎市で長尾クリニックを開業、現在に至る

日本慢性期医療協会理事、日本ホスピス在宅ケア研究会理事、日本尊厳死協会副理事長、全国在宅療養支援診療所連絡会世話人、関西国際大学客員教授

【医学博士】

日本消化器病学会専門医、日本消化器内視鏡学会専門医、指導医、日本在宅医学学会専門医、日本禁煙学会専門医、日本内科学会認定医、労働衛生コンサルタント

【著書】

『平穏死・10の条件』(ブックマン社)、『抗がん剤・10のやめどき』『糖尿病と膵臓がん』(ブックマン社)、『胃ろうという選択、しない選択』(セブン&アイ出版)、『がんの花道』(小学館)、『抗がん剤が効く人、効かない人』(PHP研究所)、『大病院信仰、どこまで続けますか』(主婦の友社)など。【医学書】スーパー総合医叢書・全10巻の総編集(中山書店)など多数。

尊厳死協会は終末期の延命治療の拒否を意思表示する「リビング・ウィル(尊厳死の宣言書)」の普及・管理事業を実施。2015年に公益認定を申請したが、国は16年、「認定すれば国が事業に積極的評価を与えたと認識され、医療判断に大きな影響を与える可能性が高まる」と認めなかった。古田裁判長は「認定は行政が事業に賛同したことを意味せず、医療判断に影響が生ずるとは認められない」と判断した。内閣府大臣官房公益法人行政担当室の話 遺憾だ。判決内容を精査し今後の対応を検討したい。(2019/01/21・17:51)

## 沈黙するメディア

当たり前といえは当たり前の判決であろう。患者は自己主張するな、という国家など地球上どこにも存在しない。そもそも国は1月18日まで憲法違反の判断を続けていた。自分の幸せを追求する幸福追求権(憲法13条)やそれを自由に書き表す表現の自由(憲法19条)に抵触する。しかしこれほど大切な判例をテレビなどのマスメディアは報じなかった。読売新聞が小さく扱っただけであった。医療界における反響もまさにゼロ。

メディアの沈黙だけでなく医療界が無反応であることに今度はシヨック

クを受けた。「患者の権利」という言葉はあるが、終末期医療においては国が否定してきた。医療界でも日本救急医学会は今も否定している。そんな現状をなぜメディアが伝えないのか。新聞や週刊誌は必ず終活やエンディングノートに関する話題を組み込んでいる。昨年、国策になった「アドバンスケアプランニング(ACP)」は、「人生会議」という愛称も決まりそれに関する記事一色である。しかし見出しには「本人の意思尊重」と書きながらも記事本文ではLWは何故か一切登場しない。それは国が「患者は黙っとれ!終末期は医者が決める」と言ってきたからな

のか。いわば、「見せかけの本人の意思尊重」であった。ヒポクラテスの時代からの医療の大原則「本人意思尊重」が通用しない世界で唯一の国。世界から笑いものになっている不思議の国、ニッポン。昨今、若者たちが安楽死を自由に論ずる光景を頼もしく眺めている。しかしそもそも医療は誰のものか、患者の権利は尊重されるのかという議論から始めてほしい。情けないことに我が国はまだそんな段階。そのためにも今回の判決を国が真摯に受け止めることを切に願っている。(1月31日に国が控訴した。裁判が続く。)



月刊 世界の視点で情報を発信する総合誌

# 公論



発行・株式会社財界通信社 平成31年3月1日発行 毎月1回1日発行 第52巻3号  
昭和47年11月10日第三種郵便物認可

3 2019  
March



景気対策は正しい統計で  
頭から腐る政治は国民への裏切り

本誌主幹  
大中吉一

リレー対談

慶應義塾大学名誉教授  
考古学・民族学者

小児精神科医  
高山国際教育財団理事長

近森 正氏 VS 渡辺久子氏



胸ときめかすワクワク感で育つ脳  
大切にしたい直観的育児  
子どもにとって唯一無二の親の存在は  
学歴や職歴を超越する



連載

世界と共に生きる、  
よりスマートでより美しい日本  
日本国家全体の高齢化危機についての考察と提案

金沢工業大学客員教授  
(株)人間と科学の研究所 所長

飛岡 健

〈新連載〉

外国人受け入れのために真に必要なこと  
日系人の入国、在留がもたらした事態

ダイバーシティ研究所 参与

井上 洋